5　前四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「提供機関管理者」とあるのは「代表管理者」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「第一項の報告の際」とあるのは「第五項において準用する第一項の報告の際」と、「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」と、前項中「第一項」とあるのは「第五項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条　削除

（認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約）

第四十条　再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者は、認定再生医療等委員会（当該再生医療等を提供しようとする医療機関の開設者が設置した認定再生医療等委員会及び当該再生医療等を提供しようとする医療機関を有する法人が設置したものを除く。）に審査等業務を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により認定委員会設置者（法第二十六条第五項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。以下同じ。）との契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　再生医療等を提供しようとする医療機関及び当該認定再生医療等委員会の名称及び所在地

三～六　（略）

（講じた措置についての認定再生医療等委員会への報告）

第四十一条　再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者又は提供機関管理者は、認定再生医療等委員会から法第二十六条第一項各号に規定する意見を述べられた場合には、当該意見を受けて講じた再生医療等提供計画の変更その他の措置について、当該認定再生医療等委員会に対し報告を行わなければならない。

2　前項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合において、同項中「再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者又は提供機関管理者」とあるのは、「代表管理者」と読み替えるものとする。

（再生医療等委員会を設置できる団体）

第四十二条　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一～四　（略）

五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供又は臨床研究（臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。）若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。）

六・七　（略）

2　（略）

（再生医療等委員会の認定の申請）

第四十三条　（略）

2　（略）

3　法第二十六条第三項第三号（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合

イ・ロ　（略）

ハ　前条第二項第二号及び第三号の要件を満たすことを証明する書類

ニ　（略）

二　（略）

（新設）

（認定再生医療等委員会の意見を聴く際の手続）

第三十九条　提供機関管理者は、法第四条第二項の規定により認定再生医療等委員会（当該再生医療等提供機関の開設者が設置したものを除く。）に意見を聴くときは、当該認定再生医療等委員会の審査等業務に関する規程及び委員名簿を入手しなければならない。

（認定再生医療等委員会の審査等業務に係る契約）

第四十条　提供機関管理者は、認定再生医療等委員会（当該再生医療等提供機関の開設者が設置した認定再生医療等委員会及び当該再生医療等提供機関を有する法人が設置したものを除く。）に審査等業務を行わせることとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により認定委員会設置者（法第二十六条第五項第一号に規定する認定委員会設置者をいう。以下同じ。）との契約を締結しなければならない。

一　（略）

二　当該再生医療等提供機関及び当該認定再生医療等委員会の名称及び所在地

三～六　（略）

（講じた措置についての認定再生医療等委員会への報告）

第四十一条　提供機関管理者は、認定再生医療等委員会から法第二十六条第一項各号に規定する意見を述べられた場合には、当該意見を受けて講じた再生医療等提供計画の変更その他の措置について、当該認定再生医療等委員会に対し報告を行わなければならない。

（新設）

（再生医療等委員会を設置できる団体）

第四十二条　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

一～四　（略）

五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供等を主な業務とするものに限る。）

六・七　（略）

2　（略）

（再生医療等委員会の認定の申請）

第四十三条　（略）

2　（略）

3　法第二十六条第三項第三号（法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる団体が第一項の申請をしようとする場合

イ・ロ　（略）

ハ　第四十二条第二項第二号及び第三号の要件を満たすことを証明する書類

ニ　（略）

二　（略）